地域包括ケアガヴァナンスの変容

細 野 ゆ り

小 池 治

1. はじめに

公共サービス分野に民間事業者の参入を認 め、プロバイダーの多元化と競争をつうじて サービスの質の改善とコストの削減を図る 「ニューパブリックマネジメント (New Public Management: NPM)」¹⁾ の手法は、1980年代に 英国のマーガレット・サッチャー政権によって 本格的に導入され、また瞬く間に世界各国に 伝播していった. NPM は公共サービスがいま だ十分に確立されていない開発途上国にも拡大 し、事業の民営化や BOT (Build, Operate, and Transfer)²⁾ ♦ PFI (Private Finance Initiative)³⁾ といった民間の資金や技術を活用した公共施設 の建設などが世界各地で進められている。その 結果. 先進国のみならず途上国においても. 公 共サービスのガヴァナンスは政府による独占的 な供給から市場競争による多元的な供給へと変 容してきている.

この傾向は日本においても同様である。1970年代以降、各地の地方自治体は、国からの強い「合理化」要請のもとに積極的に現業部門の民間委託を進めてきた。国も1986年に「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(いわゆる「民活法」)」を制定して、いわゆる第三セクター4の設置による施設整備を後押ししてきた。その結果、産業振興やリゾート、スポーツ関連など多様な施設が第三セクターによって運営されるようになり、地方自治体は民間部門との連携を次第に強

めていった (小池 1991).

しかしながら、福祉、医療、教育といった基本的な行政分野については、サービスの公平性や負担の平等といった観点から公的機関が担うこととされ、民間部門の参入は長らく制限されてきた。だが1990年代後半になると、こうした「聖域」に対しても民間開放の圧力が強まった。1995年以降、自民党政府は「規制緩和推進計画」を策定して住宅、運輸、通信など11分野について規制緩和を進めるとした。その後、政府はその範囲をさらに拡大し、教育・医療・福祉についても民間参入を可能とする規制改革を推進していった。

本稿が取り上げる高齢者福祉行政も、規制緩和・規制改革の流れの中で民間部門への開放が進められたサービスの一つである。政府は1997年に介護保険法を制定し、要介護者に対する介護サービスの提供者として民間事業者の参入を認めた。それは福祉を必要とする者を行政が「措置」する従来の福祉行政を、サービス事業者と利用者の「契約」による「市場型」へと転換させるもので、福祉行政の'コペルニクス的転換'を図るものであった(Koike 2002: 144).

こうした高齢者福祉行政の「市場化」は、サービスプロバイダーの多様化を促しただけでなく、行政部門の役割も大きく変えることになった. 政府は2005年に介護保険法を改正し、実施主体(市区町村)に対して、予防介護の実施を含む新しい高齢者ケアサービスの実施機関と

して「地域包括支援センター」の設置を義務付けた.これを受けて市区町村は,それまで地域の高齢者ケアに関する業務を担わせてきた「在宅介護支援センター」を地域包括支援センターに衣替えさせるとともに,それらを「指定管理者」による運営に移していった.その結果,地域包括支援センターの大半は,社会福祉法人や医療法人,民間企業などの民間事業者によって管理運営されることになった.

改正介護保険法による「地域包括ケア」体制 の整備は、高齢者の生活改善や介護予防、在宅 介護. 高齢者の虐待防止など包括的なケアを提 供するための新しい地域ネットワークの形成を 図るものであり、その目標自体は時代の流れに 沿ったものであるということができる. しかし ながら、地域包括ケア体制の整備は、これまで のところ当初の目論見通りに進んでいるとは言 い難い. 例えば、東京都においては、地域包括 支援センター業務の大半を指定介護予防支援が 占めるなど、生活支援サービス提供の前提と なる包括的支援事業が十分に実施できず、地域 包括ケアの確立に支障が出るといった指摘が事 業者団体等からなされている。また、地域包括 支援センターが包括的な地域ケアの拠点として 十分に機能するためには、 医療機関や保健セン ター、民生委員や社会福祉協議会等のボランタ リー機関、自治会・町内会などの地域組織等と の連携が重要になるが、民間事業者が運営する 地域包括支援センターがこうした多様な団体と のあいだにネットワークを構築していくことは 決して容易なことではない.

本稿は、こうした地域ケア体制の問題を、高齢者福祉行政のガヴァナンスの変容という観点から検討するものである。やや結論を先取りして言えば、従来の中央・地方の行政組織を中心に他の関連組織との資源依存関係により形成されていた行政主導のネットワーク・ガヴァナンスが、高齢者福祉サービスの「民営化」によって市場型のガヴァナンスへと移行した結果、地域包括ケアのためのサービスの断片化が進行

し、実施主体である市区町村によるサービスの 総合的な提供がむしろ難しくなってきている. これは、地域包括ケア体制の整備という政策目 標と福祉サービス供給体制の市場化という手段 が整合的でないことを示している.

以下では、まず分析のための理論枠組みについて、R. A. W. ローズのネットワーク・ガヴァナンス論を取り上げ、その応用の可能性を検討する。次に、改正介護保険法によって設置されることになった地域包括支援センターの制度設計を検討し、事例として東京都が実施した地域包括支援センターの運営状況に関する調査結果を分析する。そして最後に、地域包括ケアの推進における行政の再構築の必要性について検討することとしたい。

2. 分析枠組

「ネットワーク・ガヴァナンス」は、伝統的 な官僚制ハイアラーキーによるトップダウンの 権力的な行政が、「市場化」によって多様なア クターの交渉関係へと変容してきたことを表象 する概念である. その代表的な論者が. イギリ スにおける政策ネットワーク研究の先駆者であ る R. A. W. ローズである(小池 1995: 35). ロー ズは、「政策ネットワークは、政策過程と政策 実施において交渉に基づく信条と利害の共有に より構築された, 政府及び非政府のアクター による. フォーマル及びインフォーマルな制 度による結びつき」と定義する (Rhodes 2006: 426). そしてローズは、1980年代以降のサッ チャー政権による「小さな政府」を目指す行政 改革により、政府の役割は縮小し、政府と非政 府機関とのネットワークに基づくガヴァナンス の重要性が増したと指摘し、その特徴を、以下 の 4 点に整理している (Rhodes 1997: 47-53).

①ガヴァナンスは組織間の相互依存であり,国家による統治を意味するガヴァメントよりも広範な範囲を示し、非政府組織もアクターに含まれる.

- ②資源の交換と政策目標を共有するための交渉 の必要性から、ネットワーク内のアクターは 相互依存を継続する.
- ③信頼に根ざし、ネットワークの参加者の交渉 と承認に基づくゲームのルールによって規制 される相互依存関係である。ネットワークは 国家からかなりの程度自立しており、アカウ ンタビリティ(透明性)を示すことなく、自 己組織化している。
- ④国家は特権的な主権者としての地位を占める わけではなく、完全な状態ではないが、間接 的に、ネットワークの「舵取り(steering)」を おこなう.

ローズはこのように定義したガヴァナンスの 形態を「ネットワーク・ガヴァナンス」と呼 ぶ. サッチャー政権は、公共サービスを「市場 化」することにより、既存の政策ネットワー クを変容させ、既得権益を享受する既存の政 府内アクターの権力を低下させようと試みた が、この改革によって公共サービスは「断片 化 (fragmented)」し、結果として非政府組織 の多くのアクターを包摂した新しい政策ネッ トワークが形成されることとなった(Rhodes 2007: 1245). そこでは、従来の政府と民間事業 者等のアクターとのあいだの資源配分に関する 相互依存関係のネットワークは、市場における 競争関係に置き換えられていく. ローズは. 「協 働関係の基本は信頼であり、信頼はネットワー クの関係の基礎となる. | と指摘する (Rhodes 2007: 1246). しかし、市場化されたガヴァナン スにおいては、相互信頼によるネットワークの 重要性は後退し、アクター間の関係は「契約」 に基づくものになる.

ヘールト・テスマン (Geert R. Teisman) とエリック・ハンス・クリジン (Erik-Hans Klijn) もまた、ネットワーク・ガヴァナンス は、NPM 的なネットワーク、すなわちコント ラクィング・アウト (contracting-out) によっ て市場化されたネットワークとは異なる構成 原理に基づくと指摘する(Teisman and Klijn 2002: 197-8). 行政が民間団体に業務を委託するコントラクティング・アウトの構成では、自治体政府と地域内のその他の諸アクターとの関係は、プリンシパル―エージェント関係、言い換えると垂直的なハイアラーキカルな関係となる. さらに、ネットワークにおける目的・目標を明確化し、その達成方法を特定化するのも自治体政府である. エージェントは費用対効果の側面から選択され、効率性が最優先される. 入札の結果、ネットワークへの参入を許可するのは自治体であり、「契約関係」の透明性が求められ、実施段階ではプロジェクト管理に力点がおかれる(Klijn and Teisman 2000: 84-87).

注意すべき点は、契約に基づく「市場化」さ れたガヴァナンスの政策実施過程においては, 政府の様々な階層に位置する複数のステーク ホルダーのエネルギーと努力を動員し、協働と 協調をつうじて目標達成や目の前の問題解決を 図るというネットワーク・マネジメントが困 難になることである(O'Toole, Hanf and Hupe 1997: 137-139). ネットワーク化されたガヴァ ナンスにおいて関係者が目標達成や問題解決に 向けて協働的かつ協調的な行動をとる際には. 政策の理念や目的を共有し、全体における個の 役割やシナジー (svnergy)⁵⁾ の 意義 を 認識 し ている必要がある.しかし、契約にもとづく市 場化されたガヴァナンスでは、個々のアクター は全体目標やシナジーを実現するための協働や 協調を意識する必要はない、契約に定められた 業務さえ完遂すれば、責任を果たしたことにな るからである. この市場型ガヴァナンスでは. 政府が関係アクターの協働や協調を引き出すこ とは至難の業とならざるをえないであろう.

この枠組みは、日本の高齢者福祉行政において出現しつつあるガヴァナンスの問題を理解する際にも応用できると思われる。以下の部分では、その現象が最も端的に表れている事例として地域包括ケアの実施過程を取り上げる。

3. 高齢者福祉行政のガヴァナンスの変容 〜地域包括支援センターを事例に

3-1. 地域包括支援センターの導入

地域包括支援センターは、2005年に制定された改正介護保険法において「地域住民の保健 医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、地域支援事業のうち包括的支援事業を実施する役割を担う中核拠点として設置されるもの」と定義づけられている(改正介護保険法第115条の39)。地域包括支援センターの設置者については、市町村又は地域支援事業(包括的支援事業)の実施を市町村から委託を受けた者が設置できるとされている(改正介護保険法第115条の39)。また、市町村が自ら設置をできない場合には、地域支援事業(包括支援事業)の実施委託を受けた者が地域包括支援事業)の実施委託を受けた者が地域包括支援事業)の実施委託を受けた者が地域包括支援をつくる。

この規定を受けて多くの市町村は、従来の在 宅介護支援センターを地域包括支援センターへ 衣替えさせるとともに、その多くを「指定管理 者 | である民間事業者の運営に移していった. 指定管理者制度は、2003(平成15)年9月2 日に施行された「地方自治法の一部を改正する 法律」によって制度化されたものであり、これ によって従来の公の施設に関する管理委託制度 は廃止され、地方自治体は、公の施設の管理に ついて, 直接管理するか, 指定管理者の管理に 移すかの二者択一を迫られることになった. 総 務省の説明によれば、指定管理者制度は、「住 民の福祉を増進する目的をもってその利用に供 するための施設である公の施設について, 民間 の事業者等が有するノウハウを活用することに より、住民サービスの質の向上を図っていくこ とで、施設の設置の目的を効果的に達成するた めに設けられた」ものであり、「公共サービス の水準の確保という要請を果たす最も適切な サービスの提供者を、議会の議決を経て指定す るものであり、単なる価格競争による入札とは 異なるもの」とされる(総務省行政局長、2010 (平成22) 年12月28日付各都道府県知事・各指定都市市長・各都道府県議会議長・各指定都市議会議長通知). もっとも,実態としては,指定管理に移した方が人件費を節減できるというもっぱら経済的な理由から,全国各地の地方自治体は公の施設の管理運営を指定管理に移していった. 2010年の時点では,全国で約7万の公の施設が指定管理者に移行しており,その範囲も公民館,図書館,保育所など多岐にわたっている(総務省2009).

この地域包括支援センターを厚生労働省は地 域包括ケアの拠点と位置づけている。厚生労働 省の『地域包括ケア研究会報告書―今後の検討 のための論点整理—(2009年5月)』⁶⁾ によれ ば、「地域包括ケアシステムは、おおむね30分 以内に駆けつけられる圏域で、個々人のニーズ に応じて、医療・介護等の様々なサービスが適 切に提供できるような地域での体制」(『地域包 括ケア研究会報告書』、4頁)であり、「地域包 括ケアを提供するには、地域住民のニーズに 応じて医療・介護・福祉サービスを適切にコー ディネートし、適時に供給する体制が必要とな る」とし、その主体としては「地域包括支援セ ンターが期待される」(同上、8頁)としている. さらに、同報告書では、「意見」として「当該市 町村 (保険者) が地域包括支援センターに期待 する役割が明確となるよう, 委託型のセンター については. 市町村が包括的支援事業の実施に 係る方針を示すこととすべきである. また, 関 係者間のネットワークの構築について、地域包 括支援センターが責任を持って進めていくこと を求めて徹底すべきである」(同上、18頁)と している.

地域包括支援センターの設置運営に関しては、各都道府県・指定都市・中核市の介護保険主管部(局)長あて厚生労働省老健局通知(2006(平成18)年10月)において、設置に関し、市町村は、介護保険法115条の39第一項の目的を達成するため、センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整

	H21 調査	H20 調査	H19 調査	H18 調査	
	(H21 年 4 月末)	(H20 年 4 月末)	(H19 年 4 月末)	(H18 年 4 月末)	
センター設置数	4,056 箇所	3,976 箇所	3,831 箇所	3,436 箇所	
設置保険者数	1,618 保険者	1,657 保険者	1,640 保険者	1,483 保険者	
	(100.0%)	(100.0%)	(98.2%)	(87.8%)	
未設置保険者数	0 保険者	0 保険者	30 保険者	207 保険者	

表 1 地域包括支援センターの設置数

出所:厚生労働省 2009.

備に努めるものとするとし、センターを市町村が設置する場合と包括的支援事業の実施の委託を市町村から受けた者が設置する場合のいずれの場合においても、市町村は、その設置の責任主体として、センターの運営について適切に関与しなければならないと指示しているっ。以上のことから、厚生労働省は、介護予防事業を含む地域包括ケアの拠点として地域包括支援センターの運営を民間事業者の指定管理者に移したとしても、市町村は責任主体として地域包括支援センターの運営に積極的に関与することで、地域包括ケアを実現していくという制度設計を当初から考えていたことがわかる。

3-2. 地域包括支援センターの運営状況

厚生労働省は、全国の自治体に対し、2009 (平成21)年4月末日時点の地域包括支援センターの運営状況に関する調査を実施した。それによると、地域包括支援センターは、調査時点において全国で4,056箇所、全1,618保険者に設置されており、未設置の保険者はゼロである(表1参照)。要するに、全国の市区町村において地域包括センターは各市区町村に1か所以上設置されていることになる。

そして表 2 に明らかなように、地域包括支援センターのうち、直営は 1,279 箇所(直営率 31.5%)であるのに対して、委託は 2,729 箇所(委託率 67.3%)となっている。2006(平成 18)年4月末時点での調査では、委託率は 63.2%であったことから、次第に委託化が進んでいるこ

とがわかる. 委託先をみると,2009 (平成21) 年4月時点では,社会福祉法人(社会福祉協議 会を除く)が35.6%と最も多く,次いで社会福 祉協議会(社協)(12.9%),医療法人(11.4%), 社団法人(2.3%),財団法人(1.7%),株式会社 等(1.6%),NPO法人(0.6%),その他(1.2%) となっており,民間企業の参入は少しずつ増え ているものの,まだ少数にとどまっている(表 2参照).

4. 東京都における地域包括支援センターの 運営状況

次に、地域包括支援センターの運営状況を. 東京都を事例にみてみよう. 東京都は、地域包 括支援センターの強化を目的に、拠点的機能 を発揮する地域包括支援センターの在り方や 設置主体である区市町村の役割について調査 を行い、その結果を報告書にとりまとめている (東京都福祉保健局 2010). この調査では、都 の62の区市町村及び342の地域包括支援セン ターを対象にアンケートを実施しており、地域 包括ケアをめぐる市区町村と地域包括支援セン ターのあいだの問題意識の違いを明らかにして いる. なお. 表3にあるように. 東京都の地域 包括支援センターは、直営は7.6%にすぎず、 委託型が92%を超えている.委託先をみると. 社会福祉法人が約3分の2を占めており、医療 法人がそれに続いている(14.6%). また、全国 の状況と比べると、株式会社が5.0%とやや多 くなっている.

			調査		調査		調査		調査
		(H21年4月末)		(H20年4月末)		(H19年4月末)		(H18年4月末)	
設置主体		箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合
直営		1,279	31.5%	1,409	35.4%	1,392	36.3%	1,265	36.8%
	うち広域連合等の構成市町村	130	3.2%	118	3.0%	112	2.9%	86	2.4%
委託	委託		67.3%	2,567	64.6%	2,439	63.7%	2,171	63.2%
	社会福祉法人(社協除く)	1,445	35.6%	1,366	34.4%	1,277	33.3%	1,085	31.6%
	社会福祉協議会(社協)	524	12.9%	467	11.7%	447	11.7%	427	12.4%
	医療法人	463	11.4%	448	11.3%	436	11.4%	396	11.5%
	社団法人	92	2.3%	87	2.2%	86	2.2%	76	2.1%
	財団法人	70	1.7%	70	1.8%	68	1.8%	70	2.0%
	株式会社等	64	1.6%	63	1.6%	58	1.5%	50	1.5%
	NPO 法人	23	0.6%	21	0.5%	21	0.5%	14	0.4%
	その他	48	1.2%	45	1.1%	46	1.2%	53	1.5%
無回答		48	1.2%	_	_	_	_	_	_
計		4,056	100.0%	3,976	100.0%	3,831	100.0%	3,436	100.0%

表 2 地域包括支援センターの設置主体

出所:厚生労働省 2009.

表3 都内の地域包括支援センター設置数

2008 (平成 20) 年 9 月末時点設置数

設置主体			設置数	割合
直	営		26	7.6%
委	託 社会福祉法人(社協を除く)		216	63.2%
		社会福祉協議会(社協)	13	3.8%
		医療法人	50	14.6%
		社団法人	10	2.9%
		財団法人	4	1.2%
		株式会社等	17	5.0%
		NPO 法人	4	1.2%
		生活協働組合	2	0.6%
		合 計	342	100%

^{*}指定管理者,公設民営等により,区市町村が設置し,運営を委託している場合 は委託に区分.

出所:東京都福祉保健局 2010.

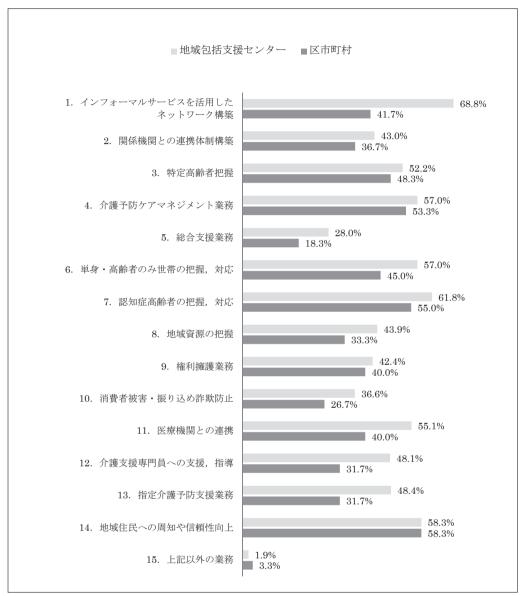
4-1. 調査の概要

4-1-1. 地域とのネットワーク構築の困難性

地域包括支援センターの業務上の課題に関する回答結果からみてみよう.表4に示されているように、地域包括支援センターの回答で

は「地域のインフォーマルサービスを活用した ネットワーク構築」(68.8%),「認知症高齢者の 把握,対応」(61.8%),「地域住民への周知や信 頼性の向上」(58.3%),「単身・高齢者のみ世帯 の把握,対応」と「介護予防ケアマネジメント

表 4 地域包括支援センターの業務で課題となっていること



出所:東京都福祉保健局 2010.

業務」が57.0%、そして「医療機関との連携」 (55.1%)が上位を占めている。一方、区市町村 の回答では「地域住民への周知や信頼性の向上」 が58.3%と最も高くなっている。この回答から は、市区町村・地域包括支援センターともに、

地域住民への周知や信頼性の向上が大きな課題 となっていることと、とりわけ地域包括支援センターにおいては地域のインフォーマルサービスを活用したネットワークの構築や医療機関との連携など、地域とのネットワークの構築が最 大の課題であることが示されている.これは指定管理者となった民間事業者が地域や医療機関との連携構築に苦労していることをうかがわせる.また、市区町村の側でも、指定管理に移行した地域包括支援センターの業務に対する地域包括支援センターはネットワークの構築に苦慮しているといえよう.しかし、厚生労働省の制度設計では、地域包括支援センターは社域包括支援センターは地域包括支援センターは地域包括支援センターは地域包括支援センターは地域包括支援センターはかり、地域包括支援センターの拠点とされており、地域包括支援センターの拠点とされており、地域包括支援センターの関係化に直結する.

4-1-2. 直営型・委託型の種別により生じる差異

この調査では、直営型・委託型に分けて、地 域包括支援センターの運営・組織上の課題につ いても調査している。表5に示されているよう に, 委託型の地域包括支援センターのみを設置 している区市町村においては、すべての項目 について多くの課題が指摘されているが、最 も多いのが、「業務量多く、利用者に丁寧な対 応ができない」(57.5%)であり、次いで「離職 や異動が多く、経験ノウハウの蓄積ができな い」(55.0%), 「客観的な評価項目・指標がない」 (55.0%). そして「住民や関係機関に信頼得る のに苦慮する」(52.5%) と続いている(表5参 照). こうした運営・組織上の課題が生じてい る原因としては, 地方自治体の間では指定管理 者制度がもっぱら経費削減の手段として考えら れているという状況を思い起こす必要がある. そもそも運営経費を削減するために指定管理者 に移したとしたら、業務量の増加に対応して職 員を増やすといった運営体制の充実強化はなか なか望めないであろう. その結果. 地域包括支 援センター職員の勤務状況はますます厳しくな り、職員の離職も増えかねない、このような状 況においては、地域ケアのハブとなるべき地域 包括支援センターの機能は低下していく恐れが ある.

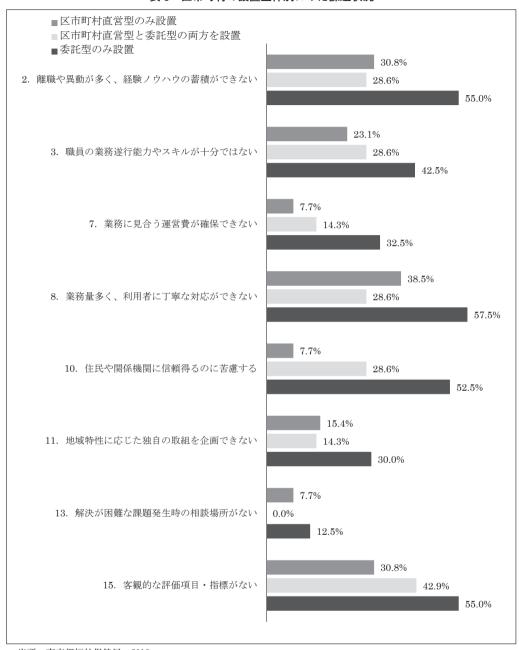
4-1-3. 区市町村が実施すべき支援

この調査では、区市町村が実施すべき支援に ついて、地域包括支援センターと区市町村の 双方に尋ねている.表6に示されているよう に、最も割合の高かったものは、地域包括支援 センター・区市町村とも「権利擁護業務におけ る的確なアドバイスや円滑な処理ができるネッ トワーク、体制の整備 | と「医療との連携体制 の構築」である. これは、権利擁護や医療(医 療機関・医師会等) におけるネットワークの構 築は、地域包括支援センターだけでは難しいと の認識が双方にあることを示している。また. 区市町村の65.0%. 地域包括支援センターの 55.4% が「周知や信頼性向上のための各種広報 の実施」をあげている. これも双方が地域包括 支援センターの地域でのプレゼンスを示すのに 苦慮していることの表れとみることができるで あろう.

4-1-4. 将来的に統括的役割を担っていくこと が望ましい機関

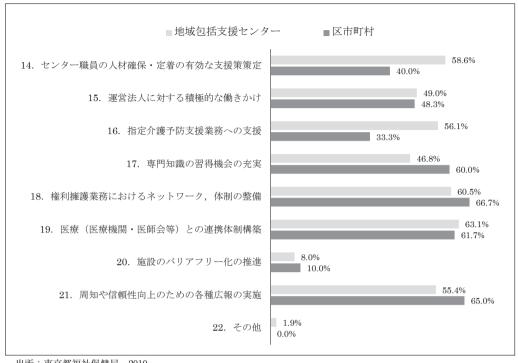
最後に、東京都の調査では、地域包括ケアの 推進に際して、将来的に統括的役割を担って いくことが望ましい機関を尋ねている (表7). 回答結果をみると、「区市町村直営の地域包括 支援センターうちの1か所」を挙げたものは、 地域包括支援センターでは35.4%。区市町村で は18.3%と、地域包括支援センターの側で直営 のセンターを挙げる意見が多くあがった. 他方 で,「委託型の地域包括支援センターのうちの 1か所 という回答は、地域包括支援センター が 7.3%. 区市町村では 10.0% にとどまってお り、委託型の地域包括支援センターが統括的役 割を担うことに対しては、両者とも消極的なこ とがわかる. 注目すべきことは、最も多い回答 として、両者とも「区市町村の担当部署」をあ げていることである. これは、これまで市区町 村(行政)が地域ケアのネットワークづくりに おいて中心的役割を担ってきたことと無縁では ないだろう. この質問は、指定管理を直営に戻 すべきかどうかを尋ねたものではない. しかし,

表 5 区市町村の設置主体別にみた課題状況



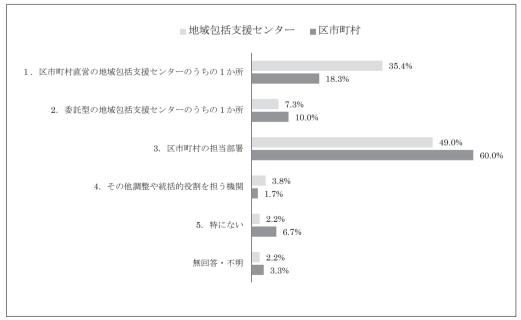
出所:東京都福祉保健局 2010.

表 6 区市町村が実施すべき支援



出所:東京都福祉保健局 2010.

表 7 将来的に統括的役割を担うべき機関



出所:東京都福祉保健局 2010.

少なくとも責任主体である市区町村(行政)が、 地域包括支援センターの管理運営を含む地域包 括ケアについて将来的に統括的役割を担うべき である、との意見が強いことを示している.

4-2. 地域包括ケアの実践とネットワーク・マ ネジメント

以上の東京都の調査結果は、地域包括支援セ ンターを指定管理者の運営に委ねることによっ て. 逆に地域のケア・ネットワークにおける資 源の活用が制約されるおそれがあることを示唆 している、もっとも、東京都の事例は多くの人 口を抱える都市自治体の事例であり、人口の少 ない地方都市や農村部においては、状況は異な るかもしれない. 例えば、地域の社会福祉法人 や医療法人が高齢者福祉サービスにおいて中心 的役割を果たしてきたところでは、在宅介護支 援センターが地域包括支援センターになり、さ らに指定管理に移ったとしても、従前の地域ケ アのネットワークを維持できているところもあ るかもしれない. 全国社会福祉協議会・全国 地域包括・在宅介護支援センター協議会では、 2011年3月に『地域包括支援センター等によ る地域包括ケアを実践するネットワークの構築 の進め方に関する調査研究事業』と題する報告 書をとりまとめているが、そこには地域包括支 援センターが中核となって,「住民主体のネッ トワーク | と「専門職ネットワーク | の双方を 巻き込んで職員がネットワークづくりに取り組 んでいる事例が紹介されている. 全国社会福祉 協議会による「地域のネットワーク」づくり は、虐待事例の早期発見、認知症による徘徊者 へ対応する仕組みづくり、介護予防の促進等を 目的としており、「地域包括ケア」の具体的な 問題解決の手法として試みられている(全国社 会福祉協議会・全国地域包括・在宅介護支援セ ンター協議会 2011).

しかし,一般的に市場型ガヴァナンスにおいては,ネットワーク内におけるアクター間の信頼にもとづく協働・協調関係は弱体化せざるを

えないであろう。東京都の調査でも明らかなように、委託型の地域包括支援センターが地域の多様な関係機関とのネットワークを構築していくことは容易なことではない。指定管理者制度について総務省は「単なる価格競争による入札とは異なる」と説明するが、競争状態に置かれた民間事業者が長期的な観点に立って職員や組織の能力構築を行いつつ、地域住民や医療機関などの関係機関、行政との安定した協働関係を構築していくことは一般的に難しいといわねばならない⁸).

このことは、委託型であれ直営型であれ、地 域包括ケアサービスの提供において地域包括支 援センターがその役割を十分に発揮するために は、地域包括ケアの責任主体である地方自治体 の関与がきわめて重要になることを意味してい る. 介護保険法は、市区町村は、その設置の責 任主体として, 地域包括支援センターの運営に ついて適切に関与しなければならないと定めて おり、包括的支援事業の実施に係る方針を示し て、 当該事業を設置者に委託するとしている. ただし. 市区町村は地域包括支援センターに事 業を委託すれば、あとは任せておけばよいとい うわけではない、介護保険法は、地域包括支援 センターの設置者は、「包括的支援事業の効果 的な実施のために、介護サービス事業者、医療 機関、民生委員、ボランティアその他の関係者 との連携に努めなければならない | (第115条 の46第5項)と定め、地域包括支援センター の設置運営に関しては、地域のサービス事業 者、関係団体、被保険者の代表などにより構成 される「地域包括支援センター運営協議会」が 関与するとしている. この運営協議会は、地域 ケア・ネットワークのメンバーが問題意識や課 題を共有し、協働に向けて意思形成を行う重要 な場となるものである. この運営協議会の事務 局をつとめるのは市区町村の高齢者介護担当課 であり、その職員には、ネットワークのコー ディネーターとして関係機関間の調整を行うと ともに、シナジーを引き出して地域包括ケアの

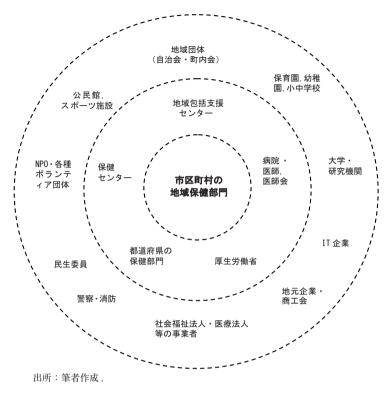


図1 地域ケア・ネットワークの概念図

品質を高めていくためのマネジメント能力が 求められる⁹⁾. 市区町村では定期的なローテー ション人事で担当者が交代することがあるが. 求められる能力をもたない職員が担当者になる と、地域ケアのネットワークの構築はそもそも 土台が揺らぐことになる. 行政の担当者に求め られるのは、高齢者ケアに関する専門知識だけ ではない. ネットワークにおいて信頼関係を構 築するためには、サービスの利用者や事業者の 話を丁寧に聞き取り、「現場」の視点に立って 事業を管理する能力が必要になる100. 大切なこ とは、NPMの「漕ぎ手から舵取りへ(steering rather than rowing) | 111 という言説に乗ること なく, 行政の職員も地域住民や関係機関と積極 的に関わり、相互学習 (interactive learning) やコプロダクション (coproduction) のプロセ スをつうじて協働の重要性を身に付けていくこ

とである (Klijn and Teisman 2000).

地域ケアのネットワークには、図1に示した ように、多様なアクターが関わっている. そこ には福祉関連のアクターだけでなく、地元の小 中学校、警察、保健センター、商店街、ドラッ グストア、IT 企業など、分野を横断した多様 なアクターが関わりうるし、できるだけ多くの アクターが関与することで地域ケアの「包括 性」はさらに強まることになる。しかし、ネッ トワークの「ハブ」の役割を指定管理者が運営 する地域包括支援センターに押し付けてしまう と. こうした地域の潜在的なリソースの活用は かなり制約されざるをえない、重要なことは、 地域包括ケアは地域における信頼のネットワー クがあってこそ成立するという認識を地方自治 体がもつことである. この理念は、競争による 効率化を基本価値とする NPM の市場型ガヴァ

ナンスとは基本的に相容れないものである.これは、地域包括支援センターの運営体制の強化についても、短期的な費用対効果よりも、地域における安心や信頼のネットワーク形成という長期的視点に立った対策が重要になることを意味している.

5. おわりに

本稿においては、R.A.W.ローズのネット ワーク・ガヴァナンス論を参考に、市場化の方 向にある高齢者福祉サービスの現状と問題点を みてきた、福祉行政への民間事業者の参入は、 サービスの選択肢を拡大するとともに、競争を 通じてサービスの質の向上とコストの削減を図 ることができるとして、世界各国で進められて いる. しかしながら、契約に基づく市場型のガ ヴァナンスにおいては、福祉の基本的な価値規 範である地域における「自助」「互助」「共助」 「公助」が軽視され、人々は孤立し、「つながり」 や「きずな」による安心が低下する恐れがある. 日本の高齢者福祉のガヴァナンスが、官僚制に よる権力的な行政から、多様なアクターが参画 するネットワーク型へと変容しつつあることは 一つの進歩といえよう. しかし. 高齢者の安心 は「信頼」のネットワークの構築なくしては達 成できない、ネットワークの構築に際しては、 ホリスティックな観点に立って関係者を結び付 けていくコーディネートやマネジメントが不可 欠であるが、地域包括支援センターの事例にみ られるように、その役割を民間事業者に求める ことは現状では無理があると言わねばならず. 地方自治体の積極的な関与が求められる.

地域包括支援センターの事例は、市場原理では解決できない行政課題を解決するためのコストが委託契約による効率性の追求とトレード・オフにされる可能性があることを示している。 言い換えれば、ネットワークの断片化によって生ずる取引コストの増大や地域社会における信頼関係の衰退といった社会コストを考慮にいれず、経費の削減といった短期的な視点に立った 行政改革を地方自治体が推進するのは賢明ではない。超高齢社会における新たな公共のあり方が模索されているなかで、地域社会ではますます人々のつながりが弱くなり、高齢者だけでなる、家族も子どももますます孤立してきている。そのなかでいかに相互信頼のネットワークによるガヴァナンスを再構築していくか。その際には、新たなネットワーク・ガヴァナンスにおいて行政が果たすべき役割と備えるべき能力についての再定義が必要になる。本稿では日本の地域包括ケアを事例に行政の新しい能力構築の必要性を検討してきたが、それは日本だけでなく世界各国においても等しく重要な「ポストNPM」時代における行政研究の課題といえるものである。

注

- 1) 行政に市場原理を適用する改革手法を「ニューパブリックマネジメント(New Public Management: NPM)」と呼び表したのは、英国の行政学者クリストファー・フッドである(Hood 1991). ただし、21世紀に入ると、先進国では NPM の負の側面が強調されるようになり、政府による総合行政(a whole of government)や政府機関の連携(joined-up government)が重視されるようになった(小池 2005; Christensen and Lægreid 2007). また、より端的に NPM の「死」を宣告する研究も現れている(Dunleavy, et al. 2006).
- 2) BOT (Build, Operate, and Transfer) とは、 民間事業者が自ら資金を調達したうえで施設を 建設 (Build) し、一定期間 (通常、資金回収 可能な数十年) に及び管理・運営 (Operate) を行い、資金回収後、行政に施設を移転 (Transfer) する事業形態である.
- 3) PFI (Private Finance Initiative) は、民間の 資金や技術・経営手法を積極的に活用して公共 施設の整備、公共サービスの実施を行う手法で ある。効率的で質の高い行政サービスを達成す ることを目的としている。日本においては、平 成11年7月に「民間資金等の活用による公共 施設等の整備等の促進に関する法令」(PFI法) が制定されている。
- 4) 国際的には「サードセクター」は NPO (Non Profit Organization)・市民団体等 の 非営利団 体を意味するが、日本においては、いわゆる第

- 三セクターとは、国や地方公共団体(第一セクター)と民間企業(第二セクター)が合同で出資・経営する企業を示すことが多い。
- 5) シナジーとは、相乗効果を意味する、組織間 の業務連携等による相互作用により、各々の持 てる価値以上の効果を生み出す事を「シナジー 効果」という.
- 6)「地域包括ケア研究会」は、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画の計画期間以降を展望し、地域における医療・介護・福祉の一体的提供(地域包括ケア)の実現に向けた検討にあたっての論点を整理するために開催された、有識者をメンバーとする研究会である、研究会の運営は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が行った。この報告書は、厚生労働省の平成20年度老人保健健康増進等事業として実施された「在宅医療と介護の連携、認知症高齢者ケア等地域ケアの在り方等研究事業」の結果をとりまとめたものである。
- 7) 同様の指示は、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(2010(平成22)年3月開催)において配布された資料でも明記されている。同資料では「市町村は、センターの責任主体として位置付けられており、その運営について全般的に責任を負うものである。こうした役割については、市町村が運営を委託している場合であっても何らかわるところはなく、センター運営協議会などを活用しながら、センターが円滑に運営されるよう環境整備や支援などを市町村自らの責任において行う必要がある。」(193頁)と記されている。
- 8) これについては、これまでも地方自治体は高 齢者介護関係の業務を民間事業者に委託してき ており、ばらばらに業務を委託するより、指定 管理者が責任をもって施設を運営する方が民間 のノウハウを活用して効率的な経営ができると の見方もある. しかし, 指定管理者の契約期間 は通常3~5年であり、比較的短期間に管理者 の変更がありうることに変わりはない. また, 地域包括支援センターはその業務を民間事業者 に委託することもでき、その場合、市区町村に よる管理はさらに遠隔的なものにならざるをえ ない. 重要なことは、責任主体である行政が民 間部門の強みを引き出しつつも、長期的に安定 した質の高いサービスを提供していくための効 果的なマネジメントであり、これは自治体行政 における業務委託全般にも言えることである.
- 9)スティーブン・ゴールドスミスとウィリアム D. エッガースもまた、ネットワーク・ガヴァナン スにおける行政の役割について次のように言 及している.「民間事業者が事業実施の責任を 負っているとしても、政府機関は包括的なネットワークの統合にむけた努力をしなければなら

- ない. ネットワーク・ガヴァナンスの目的を達成するには、政府が守らなければならない価値の中心となるものは何かを示し、公務員が協働において価値の統合をどのように維持してゆくかが重要となる. その実現には、サービスへのアクセス、市民コスト、公平性と公正性、財政の透明性・安定性・質等についての問題に取り組まなければならない. ネットワーク・マネジメントにおいては、ネットワークのデザイン、期待の設定、最も適切な活動方法の決定、正しいネットワーク構造の選定、ネットワークが確立された時点における政府の役割の決定が成功の鍵となる」(Goldsmith and Eggers 2004: 88-90).
- 10) ネットワーク・マネジメントにおいて近年 着目されている手法に「ストーリー・テリング(story-telling)」がある. これは「語り」 を通じて問題の本質を探り出す「ナラティヴ(narratives)」のアプローチの一つである. 組織のマネジャーは問題に直面した際, 部下から何が実際に起きているかを聴取し, 現状を把握する(Rhodes 2006: 440). 解釈アプローチとも表現されるナラティヴは, 現場での問題をストーリーとして理解することで将来の方向性を予測し, 新たなガヴァナンス構築への示唆となる(Rhodes 2007: 1257).
- 11)「漕ぎ手から舵取りへ(steering rather than rowing)」という表現は、デビッド・オズボーンとテッド・ゲーブラーのベストセラー Reinventing Government で使われたものである. 彼らは、政府はサービスの直接の供給者すなわち漕ぎ手であるよりも、政策決定のための舵取り役になるべきであると述べる(Osborne and Gaebler 1993: 34-37). この言説の下に、いわゆるエージェンシー化やアウトソーシングがNPM 改革の柱として推進されていった.

参考文献

英語文献

- Christensen, Tom and Per Lægreid. 2007, 'The Whole-of-Government Approach to Public Sector Reform', *Public Administration Review*, 67 (6): 1059–1066.
- Dunleavy, Patrick, Helen Margetts, Simon Bastow, and Jane Tinkler 2006. 'New Public Management is Dead: Long Live Digital Era Governance', *Journal of Public Administration* Research and Theory 16 (2): 467–494.
- Goldsmith, Stephen and William D. Eggers. 2004. Governing by Network. Washington D.C.:

- Brookings Institution Press.
- Hood, Christopher. 1991. 'A Public Management for All Seasons?', *Public Administration* Vol. 69. Spring: 3–19.
- Klijn, Erik-Hans and Geert. R. Teisman. 2000. 'Governing Public-Private Partnerships: Analyzing and Managing the Processes and Institutional Characteristics of Public-Private Partnerships', in Stephan P. Osborne, ed. *Public-Private Partnerships: Theory and Practice in International Perspective*, New York: Routledge: 84–102.
- Koike, Osamu. 2002. 'Decentralizing Welfare Programs: Intergovernmental Conflict over Nursing Care Insurance in the 1990s, in Ann Nevile, ed. *Policy Choices in a Globalized World*. New York: Nova Science Publishers: 133–145.
- Osborne, David and Ted Gaebler. 1993. Reinventing Government. New York: A Plume Book.
- O'Toole L. Jr., K. I. Hanf and P. L. Hupe. 1997. 'Managing Implementation Processes in Networks', in Walter J. M. Kickert, Erik-Hans Klijn and Joop F. M. Koppenjan, eds. *Managing Complex Networks: Strategies for the Public Sector.* London: Sage Publications: 137–151.
- Rhodes, R. A. W. 1997. Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity and Accountability, Maidenhead: Open University Press.
- . 2006. 'Policy Network Analysis', in Michael Moran, Martin Rein and Robert E. Goodin, ed. *The Oxford Handbook of Public Policy*. Oxford: Oxford University Press: 425–447.
- 2007. 'Understanding Governance: Ten Years On', Organization Studies 28 (8): 1243– 1264.
- Teisman, Geert R. and Klijn, Erik-Hans. 2002. 'Partnership Arrangements: Governmental Rhetoric or Governance Scheme?' *Public Administration Review*, 62 (2): 197–205.

日本語文献

小池治(1991)「『民間活力』の導入と地方自治」

- 『月刊自治研』Vol. 33. No. 376, pp. 34-42.
- (1995)「政策 ネットワーク と 政府間関係」 『中央大学社会科学研究報告』第16号, pp. 27-46.
- (2005)「政府の近代化と省庁連携―英国・カナダ・日本の比較分析」『会計検査研究』 第31号, pp. 27-40.
- 厚生労働省 2009. 「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0305-5.html アクセス日 2011 年 9 月 5 日
- 全国社会福祉協議会・全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 2011. 平成 22 年度厚生労働省補助事業「老人保健健康増進等事業『地域包括支援センター等による地域包括ケアを実践するネットワークの構築の進め方に関する調査研究事業報告書(平成 23 年 3 月)』http://www.shakyo.or.jp/research/2010_pdf/network_all.pdf アクセス日 2011 年 10月 21 日
- 総務省 2009. 『公の施設の指定管理者制度の導入状況等 に 関 する 調査結果』http://www.soumu.go.jp/main_content/000041705.pdf アクセス日 2011 年 9 月 5 日
- 2010. 『指定管理者制度の運用について』 総行経第38号 http://www.soumu.go.jp/ iken/pdf/110112_1.pdfアクセス日 2011年 9月5日
- 地域包括ケア研究会 2009. 『地域包括ケア研究報告書―今後の検討のための論点整理―平成 20 年度老人保健健康増進等事業』http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/05/dl/h0522-1.pdf アクセス日 2011 年 10 月 6 日
- 東京都福祉保健局 2010. 『基幹型地域包括支援 センターモデル事業報告書(平成22年3月)』 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ kourei/shisaku/kikangata/houkokusho22/ files/houkokusho.pdfアクセス日 2011年 10月6日

[ほその ゆり 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科博士課程後期]

[こいけ おさむ 横浜国立大学大学院国際社会 科学研究科教授]